

## 【介護報酬改定の概要】

### (訪問介護)

#### ○ 特定事業所加算

サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質の確保やヘルパーの活動環境の整備、中重度者への対応などを行っている事業所について加算を導入。

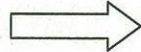
#### 特定事業所加算

#### 特定事業所加算（Ⅰ）

〈体制要件、人材要件、重度対応要件のいずれにも適合する場合〉

基本単位数の20%を加算

#### 特定事業所加算（新規）



#### 特定事業所加算（Ⅱ）

〈体制要件、人材要件に適合する場合〉

基本単位数の10%を加算

#### 特定事業所加算（Ⅲ）

〈体制要件、重度対応要件に適合する場合〉

基本単位数の10%を加算

#### ※算定要件

##### 〈体制要件〉

- ①事業所のヘルパー（登録者を含む。以下同じ。）に対して計画的に研修（外部研修の受講を含む。）を実施。
- ②サービス提供責任者が、ヘルパーに対し、サービス提供前に文書等確実な方法により、利用者に関する情報等の伝達を行うとともに事後に報告を受けていること。
- ③ヘルパーの健康診断等を定期的の実施。

##### 〈人材要件〉

- ①事業所のヘルパーについて介護福祉士の割合が30%以上。
- ②サービス提供責任者の全てが5年以上の経験を有する介護福祉士。

##### 〈重度対応要件〉

当該事業所の訪問介護サービスの利用者（予防給付を含む。）のうち要介護4又は5の割合が20%以上。

## 【介護報酬改定後の動向】

- 特定事業所加算の算定割合は徐々に増加傾向にある。
- 特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を比べると、特定事業所加算（Ⅱ）の算定割合が高く、特定事業所加算全体の6割を占めている。